

## 「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（区域施策編）」素案への 意見募集の結果について

「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（区域施策編）」素案（以下「計画案」といいます）に対する意見募集を行いました。その結果について、以下のとおりお知らせいたします。

### 1 募集期間

平成30年1月5日（金）～平成30年2月5日（月）まで

### 2 募集結果

6名から延べ13件のご意見をいただきました。

1	該当箇所＝計画（案）全体について	
	意見概要	計画（案）全体を通して、難しい言葉が多く意味がわかりにくい。
	回答案	計画（案）には、地球温暖化問題の概要、温室効果ガス排出量の現状や要因分析、将来推計のほか、今後の地球温暖化対策推進施策等を記載しているため、専門用語が多くなっています。これらの専門用語については用語解説を作成し、計画書巻末に掲載します。
2	該当箇所＝計画（案）全体について	
	意見概要	中核市移行に関することは計画に盛り込まれているのでしょうか。
	回答案	本計画（地球温暖化対策実施計画の「区域施策編」）は、特例市以上の自治体に策定が義務付けられています。そのため、中核市移行に関わらず本市においては策定義務があるため、移行については計画に盛り込まれていません。

<b>該当箇所＝計画（案）全体について</b>	
3	<p><b>意見概要</b></p> <p>家庭部門にとって省エネ（節電）、再生エネルギーの導入促進が主要とするなら、それらに関心の少ない市民にメリットの見える化を推進してはどうか。例えばクリーンセンターのメガソーラーの発電量とCO<sub>2</sub>削減量を毎日でも公表してはどうでしょうか。</p> <p>また、節電（ライトダウンなど）した場合や戸建住宅の太陽光発電のCO<sub>2</sub>削減効果、ごみ減量や分別がどうCO<sub>2</sub>削減につながっているのか、市民がCO<sub>2</sub>削減とどうつながっているのかなどを、見える化、見せる化を考えてください。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>再生可能エネルギーの導入や節電によるCO<sub>2</sub>削減効果の見える化について、市でデータ収集が可能なもの（クリーンセンターの第1期メガソーラーの発電量とCO<sub>2</sub>削減量 1回/月）については、市ホームページ等により情報提供を行っていきます。</p> <p>また、ごみ減量や分別がどうCO<sub>2</sub>削減につながっているのか、市民がCO<sub>2</sub>削減とどうつながっているのかなど、関心の少ない市民に対しての見える化、見せる化についても、CO<sub>2</sub>削減ガイドラインを活用するなど、効果的な啓発方法について検討します。</p>
<b>該当箇所＝計画（案）全体について</b>	
4	<p><b>意見概要</b></p> <p>広報あかしを活用して啓発（連載記事の掲載など）を行っていただきたい。環境に関することは広報紙であまり掲載されていません。アカミミガメの時のように、子どもをターゲットにCO<sub>2</sub>削減について啓発できないでしょうか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>現在、環境室では広報あかしの定期掲載として、年2回（6月・10月）環境に関する内容を掲載しています。広報あかしは市全体の情報紙であり、毎月決まった連載スペースの確保は困難となりますが、親子参加型の環境イベントを掲載するなど、幅広い世代への啓発を目指していきます。</p>
<b>該当箇所＝P6 明石市の取り組み、P28 地球温暖化対策の推進によりめざす姿</b>	
5	<p><b>意見概要</b></p> <p>計画の中で低炭素社会の先にある理想社会として、「脱炭素社会」という表現がありますが、脱炭素社会を理想社会として言い切ってしまうのはいいのですか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>本計画（素案）では、地球温暖化対策の推進により「低炭素社会の実現」をめざし、さらに先には「脱炭素社会」という理想社会があるととしています。しかしながら、理想社会は個人の主観に基づく表現であり誤解を招きかねないことから、客観的な表現となるよう見直します。</p>

<b>該当箇所=P15～23 要因分析について</b>	
6	<p><b>意見概要</b></p> <p>要因分析は巻末（資料編など）にまわしてはどうでしょうか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>要因分析につきましては、推進施策検討の資料的要素が高いことから、計画卷末の資料編として用語解説とともに掲載します。</p>
<b>該当箇所=P26、「3削減対策による削減見込み量」について</b>	
7	<p><b>意見概要</b></p> <p>第4章の「3削減対策による削減見込み量」の（1）国、県が実施する削減対策による削減見込み量が唐突に出てくるのですが、この値は、国、県が明石市内でその責任において実施する削減見込み量と理解していいでしょうか。その場合、明石市は国、県への協力作業はあるとしても、施策は不要であると理解していいでしょうか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>国、県が実施する施策による削減見込み量は、国、県の責任（主導）において施策を推進しますが、重複する施策については明石市も連携・協力して施策を推進していきますので、明石市の施策が不要ということにはなりません。</p>
<b>該当箇所=P26、「3削減対策による削減見込み量」について</b>	
8	<p><b>意見概要</b></p> <p>第4章の「3削減対策による削減見込み量」の（2）市が実施する削減対策による削減見込み量で注記「※削減可能量＝国の施策による明石市域内のCO<sub>2</sub>排出削減量の上限值」の下、明石市が実施する削減見込み量が記載されています。この削減見込み量と市の推進施策との関係がわかりにくいのですが、どのような方法で達成見込率を設定しているのでしょうか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>排出削減見込み量は排出削減可能量の各削減施策を「削減効果を国等の施策に委ねるもの」と「市が施策として実施し削減を図るもの」とに分類し、それぞれに対して、実際に達成が見込まれる達成見込率を設定し算出しています。</p>

該当箇所=P27、削減目標について	
9	<p><b>意見概要</b></p> <p>第4章の「4削減目標」の表4-3で2030年度削減量 <math>G=B+C+D+E+F</math> が明石市域内で温室効果ガスの削減量と理解できますが、明石市の責任で削減するのは、施策による削減量の市Eの▲1.3%と理解していいのでしょうか。その場合、明石市の2013年度比の2030年度温室効果ガス排出総量の努力目標を26.5%削減と表記していいのでしょうか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>国や県の施策、それに重複する明石市の施策に加えて、明石市の上乗せ目標となる1.3%を合計して、明石市域での削減目標が26.5%となります。この26.5%の内、明石市が削減するのは▲1.3%ということではなく、明石市が独自に上乗せで削減するのが▲1.3%ということになりますので、排出総量削減目標26.5%という表記になります。</p>
該当箇所=P29、戦略2 積極的な市民参画について	
10	<p><b>意見概要</b></p> <p>エネ・節電実践者や再生可能エネルギー導入者の声を計画推進に活用してはどうか。また、市内の事業者の再生可能エネルギー発電量やCO<sub>2</sub>削減量、施設見学を実施してはどうか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>計画の推進にあたりましては、省エネ（節電）実践者や再生可能エネルギー導入者に限らず、多くの意見を参考にしていきたいと考えています。</p> <p>また、事業者の再生可能エネルギー導入効果や施設見学については、情報提供への協力や施設の安全性確保などの課題もありますが、事業者との連携は重要と考えているため、協力体制の構築へ向けた働きかけを行っていきます。</p>
該当箇所=P30、8項目目「高効率機器」の表現について	
11	<p><b>意見概要</b></p> <p>“高効率機器”という表現に関して、P31「戦略2」の市民活動支援の8項目とP32「戦略3」の3項目目には、高効率機器の促進導入に関して具体的な施策の内容が示されていますが、P30の「戦略1」市の率先行動の8項目目には“高効率機器”としか書かれておらず何を示すのかわかりません。具体的な施策の内容を追加で掲載してはどうでしょうか。</p>
	<p><b>回答案</b></p> <p>ご指摘の項目の高効率機器については具体性が欠けていますので、他の高効率機器と同様に具体的な表現に訂正します。</p>

<b>該当箇所=P31、7 項目目「省エネ型家電製品の導入促進」について</b>	
12	<p><b>意見概要</b></p> <p>省エネ型家電製品の導入促進について、世の中では省エネが当たり前になっていることから今更書く必要がありますか。また、推奨とはどのようなことを考えているのですか。</p>
12	<p><b>回答案</b></p> <p>ご指摘のとおり、社会の流れは省エネが主流になり節電に対する意識が定着してきています。しかしながら、本計画で掲げる温室効果ガス排出量の削減目標の達成には、家庭部門（家庭）から排出される温室効果ガスの削減が必要となります。このことから、家電の買い替え時には省エネ家電を選ぶ、また、使用する際には省エネを意識していただけるよう、さらなる啓発活動を実施することにより推奨していきます。</p>
<b>該当箇所=P31、9 項目目「家庭での CO<sub>2</sub> 削減ガイドラインの作成」について</b>	
13	<p><b>意見概要</b></p> <p>家庭での CO<sub>2</sub> 削減ガイドラインの作成について、市民に周知しないと効果が生まれないと思いますが、どのようにお考えですか。</p>
13	<p><b>回答案</b></p> <p>ご指摘のとおり、CO<sub>2</sub> 削減ガイドラインについては作成した後、広く配布し周知していかなければなりません。現在も年間 1,000 枚以上のパンフレットを配布していますが、環境部門だけでなく、他部門の事業とも協力を図りながら広く配布し周知を図ります。</p>

■市議会（生活文化常任委員会）で出された意見について

委員会開催日：平成30年3月6日（火）

1	意見	<p>2009年に開始された余剰電力買取制度（FIT制度）の適用を受け導入された住宅用太陽光発電設備は、2019年以降順次、10年間の買取期間が終了します。FIT制度による買取期間が終了した太陽光発電設備は、法律に基づく買取義務が無くなるため、蓄電池などと組み合わせた自家消費を行い、余剰電力を小売り電気事業者に対して、自由契約にて売電することとなります。国は、こうした環境変化に伴う今後の対応について、官民一体となって広報・周知の徹底が必要であることを示しました。</p> <p>本市においても温暖化対策計画の施策として、太陽光発電設備の買取期間終了後の対応が必要であると考えます。また、買取期間を終了した太陽光発電設備を地域の電力として活用し、運用益を市民に還元するような施策展開をしてほしい。</p>
	回答案	<p>住宅用太陽光発電設備の買取期間終了後の対応につきましては、買取期間終了後から余剰電力を小売り電気事業者に対して自由契約にて売電することとなりますので、本市としても、太陽光発電設備設置者への対応が必要であると考えております。</p> <p>現在、国において買取期間終了後の対応を協議中であるため、本市の具体的施策としての追加が困難な状況でございますが、温暖化対策計画の施策への追加の有無にかかわらず、今後の国の動向を注視し、適切な時期に広報・周知を行って参ります。</p> <p>また、買取期間を終了した住宅用太陽光発電設備の活用については、施策の1つであるエネルギーの地産地消に向けた取り組みの一環として、今後も調査・研究を行って参ります。</p>
2	意見	<p>生態系に配慮して計画を進めてほしい。</p>
	回答案	<p>本市では、目指す環境像、環境全般に関する取り組みの基本方針を示す「明石市環境基本計画」の下位計画として、環境関連の具体的な施策や取り組みについて定める3つの個別計画（地球温暖化対策実行計画、生物多様性戦略、一般廃棄物処理基本計画）を策定しております。3つの個別計画は、それぞれ共同歩調をとり、市を挙げて取り組みを推進しているところがございますので、本計画の取り組みにつきましても、生物多様性戦略と連携して生態系に配慮しながら推進して参りたいと考えております。</p>
3	意見	<p>計画では、平成42年度までに温室効果ガス排出量を26.5%削減という長期に渡る目標を掲げており、達成には、いかに市民に協力いただくかがポイントになると思いますが、どのようにお考えですか。</p> <p>また、平成36年度に予定している中間見直しや、見直し後の取り組みも重要であると考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
	回答案	<p>本計画では、目標の達成に向けて54の具体的施策を掲げております。これらの施策を市民・事業者にも周知し、確実に実行することで目標達成に繋げていきたいと考えております。</p> <p>また、中間見直しについては、概ね計画期間の中間である平成36年度に見直しを行うこととしておりますが、国の方針や社会情勢の変化に応じて、環境審議会に意見を求めながら、随時見直しを行い、見直し後の取り組みについても、本計画と同様に市民・事業者にも周知し、目標達成に繋げていきたいと考えております。</p>